

參考資料集

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画策定経過

年月	会議等	事項
平成29年5月	策定方針決定	
8月	第1回札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会	①計画の策定について ②ひとり親家庭等の現状について ③アンケート調査の内容について
同月	アンケート調査(8/22～9/4)	ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査
9月	第1回札幌市子ども・子育て会議	計画策定の報告
10月	第2回札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会	①現行計画の実施状況について ②アンケート調査結果について
11月	第3回札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会	計画素案について
同月	子どもの権利総合推進本部「関係課長会議」	計画案について
同月	子どもの権利総合推進本部「関係部長会議」兼企画調整会議幹事会	計画案について
12月	子どもの権利総合推進本部「局長会議」兼企画調整会議	計画案について
平成30年1月	第2回札幌市子ども・子育て会議	計画案の報告
2月	札幌市議会文教委員会への報告	計画案の報告
同月	パブリックコメントの実施(2/7～3/8)	計画案の公表
3月	第4回札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会	パブリックコメント報告
同月	計画策定	

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会設置要綱

平成29年5月22日
子ども未来局長決裁

(設置目的)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」を札幌市のひとり親家庭等に対する福祉増進施策の一環として策定するにあたり、学識経験者、母子父子福祉団体及びその他関係団体等から幅広く意見を聴取するため札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は10名以内の委員で構成する。

- 2 委員は、市民、学識経験者、母子父子福祉団体及びその他関係団体等のうちから市長が委嘱する。なお、市民委員は1名とし、公募により行う。
- 3 協議会には、委員の互選により議長及び副議長を置く。

(運営)

第3条 協議会は、議長が招集する。

- 2 会議は、議長が主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代行する。
- 4 協議会は、必要に応じ関係職員等の出席を求め、その意見を求めることができる。
- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。ただし、特別な事情があるときはこの限りではない。

- 2 委員に補欠が生じた場合は、必要に応じて委員を補充できることとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員への謝礼は、会議1回に対して12,500円(税込み)を支給するものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、子ども未来局子育て支援部子育て支援課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会において定める。

附則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画検討協議会 委員名簿

所 属	職名等	氏 名 (五十音順・敬称略)
母子生活支援施設もいわ荘	施設長	い がり 猪 狩 ふみの
北海道労働局職業安定課	課長補佐	かま だ まさ し 鎌 田 正 志
市民委員	市民	ささ や あけ み 笹 谷 明 美
札幌国際大学	教授	しな がわ 品 川 ひろみ
札幌市社会福祉協議会	地域福祉部長	ば ば しん や 馬 場 伸 哉
札幌市中央区保健福祉部	母子・婦人相談員	まえ ゆ み こ 前 優美子
札幌市母子寡婦福祉連合会	理事長	や はら きょう こ 箭 原 恭 子
札幌弁護士会	弁護士	よし だ あき ひで 吉 田 玲 英

ひとり親家庭等に関する制度の変遷

昭和39年	<p>「母子福祉法」制定 母子家庭の生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、母子家庭の福祉を図ることを目的として制定</p>
昭和56年	<p>「母子福祉法」改正（題名改正：「母子及び寡婦福祉法」） 対象を寡婦に拡大</p>
平成14年11月	<p>「母子及び寡婦福祉法」改正 「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」を柱とする総合的な支援施策を推進することとされ、国による基本方針の策定、都道府県等による自立促進計画の策定が明示された。</p>
平成15年3月	<p>「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」策定 国や地方公共団体が講ずべき措置や、地方公共団体の策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画に関する指針が示された。（対象期間：平成15年度～平成19年度）</p>
平成15年8月	<p>「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行 母子家庭の母の就業支援に関する特別の立法措置</p>
平成16年2月	<p>「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」一部改正 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」を踏まえた改正</p>
平成20年4月	<p>「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」改正 国や地方公共団体が講ずべき措置や、地方公共団体の策定する母子家庭等及び寡婦自立促進計画の指針が示された。（対象期間：平成20年度～平成24年度）</p>
平成22年6月	<p>「児童扶養手当法」改正 平成22年8月から支給対象を父子家庭に拡大</p>
平成25年3月	<p>「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援について特別の立法措置</p>
同月	<p>「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」一部改正 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」を踏まえた改正。また、対象期間が2年間延長され、平成26年度までとされた。</p>
平成26年6月	<p>「児童扶養手当法」改正 児童扶養手当と公的年金等との併給制限が見直され、平成26年12月から公的年金等との差額を支給</p>
平成26年10月	<p>「母子及び寡婦福祉法」改正（題名改正：「母子及び父子並びに寡婦福祉法」） 対象を父子家庭へ拡大するとともに、支援体制の充実・強化が図られた。</p>
平成27年10月	<p>「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」改正 国や地方公共団体が講ずべき措置や、地方公共団体の策定する母子家庭等及び寡婦自立促進計画の指針が示された。（対象期間：平成27年度～平成31年度）</p>
平成28年5月	<p>「児童扶養手当法」改正 平成28年8月から第2子以降の加算額を増額</p>

ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査の内容(母子家庭)

父子家庭には同様の内容の、寡婦には同様の内容から子どもに関する設問を除いた調査票によりアンケート調査を実施しました。

1 あなたとご家族の状況について

質問1 あなたのお子さんの生年月を記入し、性別、同居の別、就学・就労状況欄のあてはまるもの1つに○をつけてください。

生年月	性別	同居の別	就学・就労状況
平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月生	1. 男 2. 女	1. 同居 2. 別居	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 小学校 5. 中学校 6. 高校 7. 高専・専門学校等 8. 短大 9. 大学 10. 大学院 11. 就労 12. その他()
平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月生	1. 男 2. 女	1. 同居 2. 別居	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 小学校 5. 中学校 6. 高校 7. 高専・専門学校等 8. 短大 9. 大学 10. 大学院 11. 就労 12. その他()
平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月生	1. 男 2. 女	1. 同居 2. 別居	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 小学校 5. 中学校 6. 高校 7. 高専・専門学校等 8. 短大 9. 大学 10. 大学院 11. 就労 12. その他()
平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月生	1. 男 2. 女	1. 同居 2. 別居	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 小学校 5. 中学校 6. 高校 7. 高専・専門学校等 8. 短大 9. 大学 10. 大学院 11. 就労 12. その他()
平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月生	1. 男 2. 女	1. 同居 2. 別居	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 小学校 5. 中学校 6. 高校 7. 高専・専門学校等 8. 短大 9. 大学 10. 大学院 11. 就労 12. その他()

質問2 あなたは、今後の生活（家計や子育て等）に不安を感じていますか。あてはまるもの 1つに○をつけてください。

1. 感じている
2. どちらかといえば感じている
3. どちらともいえない
4. どちらかといえば感じていない
5. 感じていない

質問3 現在、あなたが困っていることについて、あてはまるもの すべてに○をつけてください。

- | | | |
|----------|--------------------------------|----------|
| 1. 住居 | 2. 家計 | 3. 仕事 |
| 4. 子育て | 5. 家事 | 6. 自分の健康 |
| 7. 親族の健康 | 8. その他（ ） | 9. 特にない |

質問4 あなたの困ったときや悩みの相談相手について、あてはまるもの すべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| 1. 親 | 2. 親以外の親族 |
| 3. 友人・知人 | 4. 職場の同僚 |
| 5. 保育所や学校等の先生 | 6. 区役所等の相談員 |
| 7. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体 | 8. インターネットサイトへの書き込み |
| 9. その他（ ） | 10. 特にない |

<この質問は、小学校入学前のお子さんがいる方におたずねします>

質問5 あなたの小学校入学前のお子さんは、日中、どこで過ごされていますか。 主なもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------------|--------------------------------|-----------------|
| 1. 自宅 | 2. あなたの親の家 | 3. あなたの親以外の親族の家 |
| 4. あなたの友人・知人の家 | 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. 保育所等の保育施設 |
| 7. 幼稚園 | 8. その他（ ） | |

<同じく、小学校入学前のお子さんがいる方におたずねします>

質問6 あなたの小学校入学前のお子さんに関する悩みについて、あてはまるもの すべてに○をつけてください。

- | | | |
|--------------------------------|----------|-------------------|
| 1. 発達・健康 | 2. 教育・進路 | 3. しつけ |
| 4. 保育所等での生活 | 5. 交友関係 | 6. 希望した保育所に預けられない |
| 7. その他（ ） | 8. 特にない | |

<この質問は、小学校低学年(1～3年生)のお子さんがいる方におたずねします>

質問7 あなたの小学校低学年のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------------|------------------|-----------------|
| 1. 自宅 | 2. あなたの親の家 | 3. あなたの親以外の親族の家 |
| 4. あなたの友人・知人の家 | 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. クラブ活動 |
| 7. 習い事・塾 | 8. 児童会館・放課後児童クラブ | 9. その他() |

<同じく、小学校低学年(1～3年生)のお子さんがいる方におたずねします>

質問8 あなたの小学校低学年のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|----------|--------------|
| 1. 発達・健康 | 2. 教育・進路 | 3. しつけ |
| 4. 学校での生活 | 5. 交友関係 | 6. 非行・不良行為 |
| 7. 会話の時間が持てない | 8. 親子関係 | 9. 不登校・ひきこもり |
| 10. その他() | 11. 特にない | |

<この質問は、小学校高学年(4～6年生)のお子さんがいる方におたずねします>

質問9 あなたの小学校高学年のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------------|------------------|-----------------|
| 1. 自宅 | 2. あなたの親の家 | 3. あなたの親以外の親族の家 |
| 4. あなたの友人・知人の家 | 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. クラブ活動 |
| 7. 習い事・塾 | 8. 児童会館・放課後児童クラブ | 9. その他() |
| 10. わからない | | |

<同じく、小学校高学年(4～6年生)のお子さんがいる方におたずねします>

質問10 あなたの小学校高学年のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|----------|--------------|
| 1. 発達・健康 | 2. 教育・進路 | 3. しつけ |
| 4. 学校での生活 | 5. 交友関係 | 6. 非行・不良行為 |
| 7. 会話の時間が持てない | 8. 親子関係 | 9. 不登校・ひきこもり |
| 10. その他() | 11. 特にない | |

<この質問は、中学生のお子さんがいる方におたずねします>

質問11 あなたの中学生のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 1. 自宅 | 2. あなたの親の家 | 3. あなたの親以外の親族の家 |
| 4. あなたの友人・知人の家 | 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. 部活動 |
| 7. 習い事・塾 | 8. 児童会館 | 9. その他() |
| 10. わからない | | |

<同じく、中学生のお子さんがいる方におたずねします>

質問12 あなたの中学生のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|------------|--------------|
| 1. 発達・健康 | 2. 教育・進路 | 3. しつけ |
| 4. 学校での生活 | 5. 交友関係 | 6. 非行・不良行為 |
| 7. 会話の時間が持てない | 8. 親子関係 | 9. 不登校・ひきこもり |
| 10. 就職 | 11. その他() | 12. 特にない |

<この質問は、高校生のお子さんがいる方におたずねします>

質問13 あなたの高校生のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 1. 自宅 | 2. あなたの親の家 | 3. あなたの親以外の親族の家 |
| 4. あなたの友人・知人の家 | 5. お子さんの友人・知人の家 | 6. 部活動 |
| 7. 習い事・塾 | 8. 児童会館 | 9. その他() |
| 10. わからない | | |

<同じく、高校生のお子さんがいる方におたずねします>

質問14 あなたの高校生のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|------------|--------------|
| 1. 発達・健康 | 2. 教育・進路 | 3. しつけ |
| 4. 学校での生活 | 5. 交友関係 | 6. 非行・不良行為 |
| 7. 会話の時間が持てない | 8. 親子関係 | 9. 不登校・ひきこもり |
| 10. 就職 | 11. その他() | 12. 特にない |

<ここからは、皆さまにおたずねします>

質問15 あなたが、お子さんと一緒に朝食をとるのは、週のうち何日くらいですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. ほとんど毎日 2. 週の半分くらい 3. ほとんどない

質問16 あなたが、お子さんと一緒に夕食をとるのは、週のうち何日くらいですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. ほとんど毎日 2. 週の半分くらい 3. ほとんどない

質問17 あなたが病気等のとき、お子さんやあなたの身の回りの世話をどなたに頼みますか。主なもの1つに○をつけてください。

1. あなたの親(同居) 2. あなたの親(別居)
3. 親以外の親族 4. 友人・知人
5. 職場の同僚 6. 札幌市母子寡婦福祉連合会の支援員
7. ホームヘルパー 8. さっぽろ子育てサポートセンター
9. こども緊急サポートネットワーク 10. 児童施設などの一時入所
11. その他() 12. 特にいない

質問18 あなたが、お子さんに期待する最終学歴について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 中学校 2. 高校 3. 高専・専門学校等 4. 短大
5. 大学 6. 大学院 7. わからない 8. その他()

2 住居の状況について

質問19 あなたの現在のお住まいについて、あてはまるもの 1つに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1. 持ち家(あなた名義) | 2. 持ち家(あなた名義以外) |
| 3. 借家・アパート・賃貸マンション | 4. 公営住宅等(都市再生機構や公社を含む) |
| 5. 親など親類の家に同居 | 6. その他() |

質問20 あなたは、お住まいを決めるうえで、何を重要視しますか。主なもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|--------------|--------------|----------|
| 1. 家賃 | 2. 子どもの通園・通学 | 3. 通勤 |
| 4. 部屋の広さ・間取り | 5. 建物の新しさ | 6. 周囲の環境 |
| 7. その他() | | |

<この質問は、転居を検討されている方におたずねします>

質問21 あなたの希望する転居先について、主なもの1つに○をつけてください。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 持ち家(一戸建、分譲マンション) | 2. 借家・アパート・賃貸マンション |
| 3. 公営住宅等(都市再生機構や公社を含む) | 4. 親など親類の家に同居 |
| 5. その他() | |

3 仕事の状況について

質問22 あなたのひとり親家庭になる前の雇用形態について、主なもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 正社員・正職員 | 2. パート・アルバイト |
| 3. 派遣社員・契約社員 | 4. 会社・団体等の役員 |
| 5. 自営業 | 6. 家族従事者 |
| 7. 内職・テレワーク(在宅勤務) | 8. 働いていない |
| 9. その他() | |

質問23 あなたの現在の雇用形態について、主なもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 正社員・正職員 | 2. パート・アルバイト |
| 3. 派遣社員・契約社員 | 4. 会社・団体等の役員 |
| 5. 自営業 | 6. 家族従事者 |
| 7. 内職・テレワーク(在宅勤務) | 8. 働いていない |
| 9. その他() | |

<この質問は、現在働いている方におたずねします>

質問24 あなたの現在の仕事への悩みや不安について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|--------------------|----------------|
| 1. 朝が早い | 2. 帰りが遅い | 3. 通勤時間が長い |
| 4. 勤務時間が長い | 5. 子の送り迎えの時間と合わない | 6. 残業が多い |
| 7. 夜勤や交代勤務がある | 8. 収入が少ない | 9. 資格を活かせない |
| 10. 雇用や身分が不安定 | 11. 昇給・昇進が遅い | 12. 仕事の内容が合わない |
| 13. 職場の人間関係 | 14. 子どもと接する時間が持てない | 15. 休みが取りにくい |
| 16. その他() | 17. 特にない | |

<同じく、現在働いている方におたずねします>

質問25 あなたは、現在の仕事について、どのように考えていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 現在の仕事を続けたい | 2. 仕事を变えたい |
| 3. 仕事をやめたい | 4. その他() |

<この質問は、現在働いていない方におたずねします>

質問26 あなたが仕事に就いていない理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 子どもの預け先が見つからない	2. 病気や怪我
3. 親族の世話・介護	4. 条件の合う仕事が見つからない
5. 資格取得等のため学校に通っている	6. 働かなくても生活できている
7. その他()	

<この質問は、現在求職中の方と転職を考えている方におたずねします>

質問27 あなたは、どのような雇用形態の仕事に就きたいと考えていますか。あてはまるもの 1つに○をつけてください。

1. 正社員・正職員	2. パート・アルバイト
3. 派遣社員・契約社員	4. 会社・団体等の役員
5. 自営業	6. 家族従事者
7. 内職・テレワーク(在宅勤務)	8. その他()

<ここからは、皆さまにおたずねします>

質問28 下の表のア～モの資格について、「持っているもの」「現在の仕事に役立っているもの」「今後取得したいもの」それぞれ、あてはまるものすべてに○をつけてください。

資格・免許	持っているもの	現在の仕事に役立っているもの	今後取得したいもの
記載例 エ. 介護福祉士	○	○	
エ. 保育士			
エ. 理学療法士・作業療法士			○
ア. 自動車一種免許(普通)			
イ. 自動車二種免許(大型・小型)			
ウ. 教員			
エ. 幼稚園教諭			
オ. 看護師			
カ. 准看護師			
キ. 介護福祉士			
ク. 保育士			
ケ. 理学療法士・作業療法士			
コ. 言語聴覚士			

資格・免許	持っているもの	現在の仕事に 役立っているもの	今後取得したいもの
サ. 歯科衛生士・歯科技工士			
シ. はり師・きゅう師			
ス. 柔道整復師			
セ. 臨床検査技師・臨床工学技師			
ソ. 診療放射線技師			
タ. 視能訓練士			
チ. 義肢装具士			
ツ. 自動車整備士			
テ. 美容師・理容師			
ト. 調理師・製菓衛生師			
ナ. 保健師・助産師			
ニ. 栄養士			
ヌ. 社会福祉士			
ネ. 精神保健福祉士			
ノ. あん摩マッサージ師			
ハ. 医療事務			
ヒ. ホームヘルパー			
フ. 簿記・珠算・速記			
ヘ. パソコン・ワープロ			
ホ. その他()			
マ. その他()			
ミ. その他()			
ム. その他()			
メ. その他()			
モ. その他()			

質問29 あなたが、子育てをしながら働きやすくなるために、会社に望むことすべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1. 勤務時間の短縮 | 2. 残業時間の縮減 |
| 3. フレックスタイム制度※1の導入 | 4. 休暇取得を促進させる仕組み |
| 5. 子の看護休暇※2の充実 | 6. 子育て費用の援助 |
| 7. 資格取得等(スキルアップ※3)に対する援助 | 8. 正社員登用制度※4の導入 |
| 9. テレワーク(在宅勤務)の導入 | 10. 勤務地、担当業務への配慮 |
| 11. 事業所内託児の導入 | 12. その他() |

※1 自分で労働時間や始業時間等を設定できる制度

※2 病気やけがをした子どもの世話をするための休暇

※3 仕事を行う上での能力の向上

※4 派遣社員や契約社員、パート、アルバイトなどから正社員になることができる制度

4 収入等の状況について

質問30

あなたの世帯（同居のご家族全員）の昨年1年間の総収入について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

収入には、給与や年金のほか、児童手当、児童扶養手当、^{よういくひ}養育費※、生活保護費などを含みます。給与は税金や保険料などが引かれる前の金額で計算してください。1年間の金額が分からない場合は、1か月分の金額を12倍するなどして計算してください。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 150万円未満 | 2. 150万円以上200万円未満 |
| 3. 200万円以上250万円未満 | 4. 250万円以上300万円未満 |
| 5. 300万円以上350万円未満 | 6. 350万円以上400万円未満 |
| 7. 400万円以上450万円未満 | 8. 450万円以上500万円未満 |
| 9. 500万円以上 | |

※離婚後、子どもの衣食住・教育などのために子どもと離れている親が支払う費用

質問31

あなたご自身の昨年1年間の就労収入について、あてはまるもの1つに○をつけてください。就労収入には、年金や児童手当、児童扶養手当、養育費、生活保護費などを含みません。税金や保険料などが引かれる前の金額で計算してください。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 50万円未満 | 2. 50万円以上100万円未満 |
| 3. 100万円以上150万円未満 | 4. 150万円以上200万円未満 |
| 5. 200万円以上250万円未満 | 6. 250万円以上300万円未満 |
| 7. 300万円以上350万円未満 | 8. 350万円以上400万円未満 |
| 9. 400万円以上450万円未満 | 10. 450万円以上500万円未満 |
| 11. 500万円以上 | |

質問32

あなたの世帯（同居のご家族全員）の収入の種類について、主なものから順に3つまで番号を記入してください。

- | | | |
|--------------|----------|---------------|
| 1. 給与収入 | 2. 年金 | 3. 家賃・利子などの収入 |
| 4. 親・親族からの援助 | 5. 養育費 | 6. 児童手当 |
| 7. 児童扶養手当 | 8. 生活保護費 | 9. その他() |

①	②	③
---	---	---

<この質問は、小学生から高校生のお子さんがいる方におたずねします>

質問33

あなたの、お子さんお一人にかかる教育費の1か月当たりの平均金額を記入してください。お子さんの該当する学校の種類ごとにご記入いただき、例えば、小学生のお子さんが2人いる場合は、平均の額を記入してください。塾や習い事に通っていない場合は、イの欄に0を記入、または、空白のままとしてください。

	1. 小学生	2. 中学生	3. 高校生
ア. 学校にかかるお金 (教材費、給食費等)	約 円	約 円	約 円
イ. 学校以外にかかるお金 (塾・習い事)	約 円	約 円	約 円

5 養育費の受取状況などについて

質問34

あなたがひとり親家庭になった理由について、あてはまるもの 1つに○をつけてください。

1. 離婚 2. 未婚 3. 死別 4. その他()

<ここから質問44までは、前の質問34で「1.離婚」と答えた方におたずねします>
<ひとり親家庭になった理由が「離婚以外」の方は質問45にお進みください>

質問35

あなたが離婚したとき、^{ざいさんぶんよ}財産分与※はありましたか。あてはまるもの 1つに○をつけてください。

1. 財産分与があった 2. 財産分与はなかった

※婚姻中の夫婦の財産を、離婚に伴って個人の財産に分けること

質問36

あなたが離婚したとき、^{よういくひ}養育費※の取決めをしましたか。あてはまるもの 1つに○をつけてください。

1. 養育費の取決めをした 2. 養育費の取決めをしていない

※離婚後、子どもの衣食住・教育などのために子どもと離れている親が支払う費用

質問37

あなたが離婚したとき、養育費の取決めについて誰かに相談しましたか。あてはまるもの すべてに○をつけてください。

1. 親 2. 親以外の親族
3. 友人・知人 4. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体
5. 区役所等の相談員 6. 弁護士
7. 家庭裁判所 8. その他()
9. 誰にも相談しなかった

質問38

あなたは、現在、養育費を受け取っていますか。あてはまるもの 1つに○をつけてください。

1. 現在も受け取っている 2. 過去に受け取ったことがある 3. 受け取ったことがない

<この質問は、養育費の取決めをしている方におたずねします>

質問39

お子さん一人当たりの取決めの額について、あてはまるもの 1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 1万円未満 | 2. 1万円以上2万円未満 |
| 3. 2万円以上3万円未満 | 4. 3万円以上4万円未満 |
| 5. 4万円以上5万円未満 | 6. 5万円以上6万円未満 |
| 7. 6万円以上7万円未満 | 8. 7万円以上8万円未満 |
| 9. 8万円以上 | 10. 金額を決めていない |
| 11. 子どもの成長により変動する | 12. その他() |

<この質問は、養育費の取決めをしていない方におたずねします>

質問40

あなたが、養育費の取決めをしていない理由について、あてはまるもの すべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1. 自分の収入等で経済的に問題がない | 2. 養育費を請求できることを知らなかった |
| 3. 相手に支払う意思や能力がないと思った | 4. 相手が応じようとしなかった |
| 5. 相手と関わりたくなかった | 6. 取決めの交渉をしたが、まとまらなかった |
| 7. 現在交渉中または今後交渉予定 | 8. その他() |

<ここからは、皆さまにおたずねします>

質問41

あなたが離婚したとき、^{めんかいこうりゅう}面会交流^{*}の取決めをしましたか。あてはまるもの 1つに○をつけてください。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 面会交流の取決めをした | 2. 面会交流の取決めをしていない |
|----------------|-------------------|

*離婚後、子どもと離れている親が、子どもと会ったりすること

質問42

あなたが離婚したとき、面会交流の取決めについて誰かに相談しましたか。あてはまるもの すべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 1. 親 | 2. 親以外の親族 |
| 3. 友人・知人 | 4. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体 |
| 5. 区役所等の相談員 | 6. 弁護士 |
| 7. 家庭裁判所 | 8. その他() |
| 9. 誰にも相談しなかった | |

質問43

あなたは、現在、面会交流を行っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 1. 月2回以上 | 2. 月1回程度 |
| 3. 2～3か月に1回程度 | 4. 4～5か月に1回程度 |
| 5. 1年に1回程度 | 6. 過去に行ったことがあるが、現在は行っていない |
| 7. 行ったことがない | 8. その他() |

<この質問は、面会交流の取決めをしていない方におたずねします>

質問44

あなたが、面会交流の取決めをしていない理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1. 子どもの連れ去りや虐待の恐れがある | 2. 面会交流の取決めをできることを知らなかった |
| 3. 子どもが会いたがらない | 4. 相手が応じようとしなかった |
| 5. 相手と関わりたくなかった | 6. 相手が養育費を支払わないから |
| 7. 取決めをしなくても交流できている | 8. 取決め交渉をしたが、まとまらなかった |
| 9. 現在交渉中または今後交渉予定 | 10. その他() |

6 支援制度について

質問45

下記の制度はひとり親家庭等を支援するための制度です。あなたは下記の制度を利用したことがありますか。ア～コそれぞれについて、「利用したことがある」「利用したことはないが、知っている」「知らない」のいずれか 1 つに○をつけてください。

		利用したことがある	利用したことはないが、知っている	知らない
記載例	区役所の母子・婦人相談員	○		
	母子父子寡婦福祉資金貸付金			○
ア.	区役所の母子・婦人相談員			
イ.	母子父子寡婦福祉資金貸付金			
ウ.	自立支援教育訓練給付金			
エ.	高等職業訓練促進給付金			
オ.	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金			
カ.	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業			
キ.	母子生活支援施設			
ク.	ひとり親家庭支援センター			
ケ.	ひとり親家庭等日常生活支援事業			
コ.	ひとり親家庭学習支援ボランティア			

※ア～キは各区役所、ク～コは札幌市母子寡婦福祉連合会で御案内しています。

(各制度の説明)

ア. 区役所の母子・婦人相談員

各区の保健センターで、専門の相談員がひとり親家庭等の福祉向上のために様々な相談を受けています。

イ. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、お子さんの修学資金など12種類の資金を無利子または低利子で貸付けする制度です。

ウ. 自立支援教育訓練給付金

就業を目指して資格取得のために教育訓練講座を受けるひとり親家庭の親に給付金(受講費用の一部)を支給する制度です。

エ. 高等職業訓練促進給付金

看護師等の就職に有利な資格取得に係る養成機関で修業するひとり親に、生活の負担軽減を図り、資格取得を促進するための給付金(非課税世帯100,000円/月、課税世帯70,500円/月、上限3年)を支給する制度です。

オ. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金

資格取得を目指して養成機関に通うひとり親をさらに後押しするため、準備費用が多く掛かる入学時と就職時に資金の貸付けを行う制度です。

エの高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、入学準備金(上限50万円)と就職準備金(上限20万円)の貸付けを行っています。

カ. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職につなげることを目的に、給付金(高卒認定講座の受講料等の一部)を支給する制度です。

キ. 母子生活支援施設(旧名称:母子寮)

生活や住宅、就職、子育て等に困難のある母子世帯が入所し、自立のための支援を行う施設です。札幌市内に6施設あり、入所している母子に対して、生活の場を提供するとともに、自立のための相談や指導などを行っています。

ク. ひとり親家庭支援センター

専門の相談員による生活や養育費等の相談、教育講座の開催のほか、就業に係る相談や就職あっせんなどを行っている施設です。

札幌市社会福祉総合センター(中央区大通西19丁目)の1階にあり、ひとり親家庭等の方であればどなたでも利用できます。

ケ. ひとり親家庭等日常生活支援事業

修学や疾病等の理由で生活援助や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣する制度です。生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は無料で、児童扶養手当支給水準の世帯の方は1時間当たり150円で利用できます。

コ. ひとり親家庭学習支援ボランティア

小学校3年生～中学校3年生を対象に、大学生等のボランティアが学習支援や進路相談を行っています。札幌市内10か所(各区1か所)を会場に、土曜日もしくは日曜日の週1回2時間程度開催しています。

※制度をより詳しくお知りになりたい方は、札幌市のホームページ「さっぽろ子育て情報サイト」でご確認ください。

質問46

あなたは、ひとり親家庭等への支援策等の情報を得るためにどのようなものを参考にして
いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 広報さっぽろ | 2. 札幌市のホームページ |
| 3. さっぽろ子育てアプリ | 4. SNS(フェイスブックやツイッターなど) |
| 5. インターネット検索 | 6. 区役所窓口(母子婦人相談員等) |
| 7. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体 | 8. テレビ・新聞等 |
| 9. 家族や友人からの情報 | 10. その他() |
| 11. 特にない | |

質問47

あなたは、市のひとり親家庭等への支援施策で不足していると感じているものがありますか。
支援施策で充実を望むものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 1. 相談事業の充実 | 2. 資格取得への支援 | 3. 就業機会 ^{※1} の創出 |
| 4. 貸付制度の充実 | 5. 日常生活支援 ^{※2} の充実 | 6. 子どもの学習支援の充実 |
| 7. 就学援助 ^{※3} の充実 | 8. 保育所の優先入所 | 9. 子どもを預けられる制度の充実 |
| 10. 公営住宅の優先入所 | 11. 税控除等の拡大 | 12. 医療助成制度の充実 |
| 13. 年金制度の充実 | 14. 養育費確保のための施策 | 15. 面会交流への支援 |
| 16. その他() | | |

※1 合同企業説明会の機会など ※2 病気のときなどの家事の援助など ※3 学費、入学金等の援助など

7 あなた自身について

質問48 あなたの生年月を記入してください。

1. 昭和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	生
2. 平成					

質問49 お子さん以外に同居している方について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. あなたのお父さん	2. あなたのお母さん	3. あなたの兄弟姉妹
4. あなたの祖父	5. あなたの祖母	6. その他()

質問50 あなたを含めて、同居されている方全員の人数を記入してください。

<input type="text"/>	人
----------------------	---

質問51 あなたの最終学歴について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 中学校	2. 高校	3. 高専・専門学校等	4. 短大
5. 大学	6. 大学院	7. その他()	

質問52 ご意見やご要望などをご自由にお書きください。(例:「○○の制度が役に立った」、「○○で困った」、「○○の制度があると良い」など)

前計画の施策の実施状況

基本目標1 子育て・生活支援の充実

施策の概要及び実施状況

実績

1 相談事業の推進

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

① 相談業務の推進

各区に配置している母子・婦人相談員及びひとり親家庭支援センター(平成26年度に「母子寡婦福祉センター」から名称変更)の母子相談員の資質向上のため、業務研修の充実を図った。また、ホームページや各種パンフレット等により相談窓口等の周知を行った。

(相談件数)

平成25年度

・各区 9,157件

・ひとり親家庭支援センター 2,855件

平成26年度

・各区 9,518件

・ひとり親家庭支援センター 2,834件

平成27年度

・各区 10,145件

・ひとり親家庭支援センター 3,518件

平成28年度

・各区 9,851件

・ひとり親家庭支援センター 3,267件

② 特別相談・土日夜間相談業務の推進

ひとり親家庭支援センターにおいて、弁護士による法律相談や臨床心理士による心療相談のほか、ひとり親家庭等が比較的時間に余裕のある夜間・休日に相談業務を実施した。

2 子育て支援施設の拡充

| 母子 | 父子 |

① 子育てサロンの拡充

ひとり親家庭を含めた親子同士が交流を深め、遊び等を通じて地域の人たちとふれあい、子育ての悩みや不安を解消する場である地域の子育てサロンの支援を充実させるとともに、常設の子育てサロンの設置を進めた。また、利用の促進を図るため、幅広くサロンの周知を図った。

平成25年度

・地域主体の子育てサロン 181か所

・地域子育て支援拠点事業 24か所

(ひろば型6か所、児童館型18か所)

平成26年度

・地域主体の子育てサロン 173か所

(延べ開催2,788回)

・地域子育て支援拠点事業 71か所

(ひろば型15か所、児童館型48か所、直営型8か所)

平成27年度

・地域主体の子育てサロン 170か所

(延べ開催2,820回)

・地域子育て支援拠点事業 83か所

(ひろば型15か所、児童館型59か所、直営型9か所)

平成28年度

・地域主体の子育てサロン 170か所

(延べ開催2,788回)

・地域子育て支援拠点事業 85か所(ひろば型16か所、児童館型59か所、直営型9か所、公設民営1か所)

2 区保育・子育て支援センターの拡充

ひとり親家庭を含む全ての子育て家庭に対する子育て支援の充実を図るため、保育機能に加え、親子の交流の場である常設の子育てサロン、子育て相談等の様々な子育て支援機能を持つ区保育・子育て支援センター(ちあふる)の設置を推進した。

(開設数)

平成25年度 7か所
平成26年度 7か所
平成27年度 8か所(平成27年4月に南区に開設)
平成28年度 8か所
※9か所目(厚別区)の設置に向け、平成28年度～29年度に基本設計・実施設計を実施

3 子育て支援総合センターによる支援の推進

子育て支援事業の拠点施設として、年末年始以外毎日開館し、親子の交流の場である常設の子育てサロンや子育て講座の開催、安心して子育てができる情報の提供など、ひとり親家庭を含む全ての子育て家庭を対象とした支援を推進した。

平成25年度

・利用者37,063人、育児相談645件、子育て情報提供2,732件、子育て支援推進のつどい参加396人

平成26年度

・利用者45,776人、育児相談605件、子育て情報提供2,728件、子育て支援推進のつどい参加396人

平成27年度

・利用者52,898人、育児相談1,069件、子育て情報提供1,969件、子育て未来フェスタ(「子育て支援推進のつどい」から名称変更)参加2,834人

平成28年度

・利用者53,363人、育児相談792件、子育て情報提供1,437件、子育て未来フェスタ参加2,873人

3 母子生活支援施設の機能充実

| 母子 |

1 母子生活支援施設の機能充実

生活・住宅・就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける母子を保護し、自立促進のためにその生活を支援する母子生活支援施設について、地域における役割や入所者への状況に応じたきめ細かな支援の充実を図った。

平成25年度～平成28年度

・市内6施設
・定員合計114世帯

4 保育サービスの機能充実

| 母子 | 父子 |

1 保育所の優先入所

ひとり親家庭の仕事と家庭の両立支援として、就職活動中や就職確定後の保育所入所の優遇制度(選考における評点の加点)を継続して実施した。

2 保育サービスの充実

・保護者の就労形態の多様化等に対応するため、時間外保育、一時保育、病後児保育、休日保育、家庭的保育及び小規模保育の推進を図った。
・保育の質の確保や保護者負担を軽減するため、さっぽろ保育ルーム、一時預かり(一般型幼稚園タイプ)を実施する幼稚園への運営費の一部補助を行った。
・保育に欠ける子の保護者の選択肢を増やすため、一時預かり(幼稚園型)を実施する私立幼稚園への運営費の一部補助を行った。

平成25年度

・延長保育:216施設
(公立21施設、公設民営3施設、私立192施設)
・一時保育:139施設
(公立7施設、公設民営3施設、私立129施設)
・病後児保育:4か所
・休日保育:5施設(公立3施設、私立2施設)
・家庭的保育:22か所
・幼稚園保育室:9か所
・私立幼稚園預かり:37か所

- ※平成27年度の子ども・子育て支援新制度
 施行により事業名称及び内容を一部変更
- ・延長保育
 → 時間外保育
 - ・家庭的保育
 → 家庭的保育及び小規模保育
 - ・幼稚園保育室
 → 一時預かり(一般型幼稚園タイプ)
 - ・私立幼稚園預かり
 → 一時預かり(幼稚園型)

- 平成26年度
- ・延長保育:233施設(公立21施設、公設民営3施設、私立209施設)
 - ・一時保育:161施設(公立7施設、公設民営3施設、私立151施設)
 - ・病後児保育:5か所
 - ・休日保育:5施設(公立3施設、私立2施設)
 - ・家庭的保育:22か所
 - ・幼稚園保育室:15か所
 - ・私立幼稚園預かり:39か所

- 平成27年度
- ・時間外保育:265施設(公立21施設、公設民営3施設、私立241施設)
 - ・一時保育:170施設(公立7施設、公設民営3施設、私立160施設)
 - ・病後児保育:5か所
 - ・休日保育:5施設(公立3施設、私立2施設)
 - ・家庭的保育及び小規模保育:53か所
 - ・一時預かり(一般型幼稚園タイプ):28か所
 - ・一時預かり(幼稚園型):72か所

- 平成28年度
- ・時間外保育(地域型保育事業所を含む):347施設(公立21施設、公設民営4施設、私立322施設)
 - ・一時保育:178施設(公立7施設、公設民営3施設、私立168施設)
 - ・病後児保育:6か所
 - ・休日保育:5施設(公立3施設、私立2施設)
 - ・家庭的保育及び小規模保育:71か所
 - ・一時預かり(一般型幼稚園タイプ):38施設(公立1施設、私立37施設)
 - 一時預かり(幼稚園型):95施設(公立10施設、私立85施設)

5 ファミリー・サポート・センター事業の推進

| 母子 | 父子 |

① さっぽろ子育てサポートセンター事業の推進

子育ての支援を受けたい人と援助したい人とで会員組織を作り、保育所等への送迎や日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」を推進した。

- 平成25年度
- ・派遣回数:14,443件
 - ・会員数:提供会員462人、依頼会員2,425人、両方会員144人

- 平成26年度
- ・派遣回数:14,370件
 - ・会員数:提供会員510人、依頼会員3,061人、両方会員167人

- 平成27年度
- ・派遣回数:13,728件
 - ・会員数:提供会員551人、依頼会員3,654人、両方会員180人

- 平成28年度
- ・派遣回数:14,448件
 - ・会員数:提供会員560人、依頼会員4,004人、両方会員176人

② 札幌市こども緊急サポートネットワーク事業の推進

子育ての支援を受けたい人と援助したい人とで会員組織を作り、子どもが急な病気で保育園等に預けられないときの病児・病後児の預かりや緊急を要する子どもの預かりなどに対応する「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」を推進した。

平成25年度

・派遣回数：1,126件（うち、病児・病後児預かり636件）
・会員数：提供会員251人、依頼会員2,975人、
両方会員5人

平成26年度

・派遣回数：1,558件（うち、病児・病後児預かり956件）
・会員数：提供会員310人、依頼会員3,851人、
両方会員6人

平成27年度

・派遣回数：1,733件（うち、病児・病後児預かり1,058件）
・会員数：提供会員310人、依頼会員4,250人、
両方会員8人

平成28年度

・派遣回数：1,797件（うち、病児・病後児預かり1,168件）
・会員数：提供会員332人、依頼会員4,595人、
両方会員11人

6 子育て短期支援事業の推進

| 母子 | 父子 |

① 子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進

保護者が病気や出産、出張等により一時的に養育できなくなった場合に、児童を預かる「子育て短期支援事業（ショートステイ）」を推進した。

平成25年度

・利用人数：457人 ・利用日数：3,700日

平成26年度

・利用人数：487人 ・利用日数：3,430日

平成27年度

・利用人数：429人 ・利用日数：3,126日

平成28年度

・利用人数：388人 ・利用日数：2,507日

※いずれも6か所で開催

7 留守家庭児童対策の充実

| 母子 | 父子 |

① 放課後の居場所づくりの充実

放課後の居場所づくりの充実を図るため、児童会館等の設置を推進した。

平成25年度

・ミニ児童会館7か所、放課後子ども館2か所を新規整備
・放課後の居場所のある小学校区数：187校区
（児童会館104館、ミニ児童会館86館、放課後子ども館4館）

平成26年度

・ミニ児童会館8か所、放課後子ども館2か所を新規整備
・放課後の居場所のある小学校区数：197校区
（児童会館104館、ミニ児童会館94館、放課後子ども館等6か所）

平成27年度

・ミニ児童会館3か所、放課後子ども館1か所を新規整備
・放課後の居場所のある小学校区数：197校区
（児童会館104館、ミニ児童会館97館、放課後子ども館等6か所）

平成28年度

・ミニ児童会館1か所を新規整備
・放課後の居場所のある小学校区数：197校区
（児童会館105館、ミニ児童会館97館、放課後子ども館等6か所）

① ワーク・ライフ・バランスの認証制度の推進

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及啓発と取組の促進を目的に、札幌市独自の基準でワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を認証し、合わせて認証企業に対する支援(アドバイザー派遣・助成金支給等)を推進した。

平成25年度

- ・企業の認証: 認証企業412社(累計)
- ・普及啓発: パンフレットの配布
- ・アンケート調査実施
- ・育児休業取得等助成金: 10社
- ・融資にかかる利子一部助成: 3社
- ・研修会の実施: 1回

平成26年度

- ・企業の認証: 認証企業459社(累計)
- ・普及啓発: パンフレットの配布
- ・育児休業取得等助成金: 12社
- ・融資にかかる利子一部助成: 4社
- ・研修会の実施: 1回

平成27年度

- ・企業の認証: 認証企業511社(累計)
- ・普及啓発: パンフレットの配布、
取組評価WEBサイト開設
- ・育児休業取得等助成金: 18社
- ・研修会の実施: 1回
- ・アドバイザーの派遣: 4回
- ・出張型出前セミナー: 2回

平成28年度

- ・企業の認証: 認証企業650社(累計)
- ・普及啓発: 企業訪問579社、
パンフレット約4,800部配布
- ・育児休業取得助成金: 15社
- ・育児休業代替要員雇用助成金: 7社
- ・男性の育児休暇取得助成金: 3社
- ・研修会の実施: 1回
- ・アドバイザーの派遣: 8回
- ・出張型出前セミナー: 1回

② 事業所内保育施設の拡充

事業所内保育施設を新たに設置する企業に対し設置費の一部を補助することで、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援し、施設の設置を進めた。

※平成26年度で事業終了

(補助件数)

平成25年度 4件

平成26年度 4件

1 学習支援ボランティア事業の実施

ひとり親家庭の児童に対する学習支援により、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じひとり親家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促進するため、「学習支援ボランティア事業」を実施した。

平成25年度(10月から市内5か所で実施)

- ・参加児童延人数:2,343人
- ・登録ボランティア実人数:92人
- ・開催数:111回

平成26年度(市内10か所で実施)

- ・参加児童延人数:5,262人
- ・登録ボランティア実人数:239人
- ・開催数:425回

平成27年度(市内10か所で実施)

- ・参加児童延人数:5,850人
- ・登録ボランティア実人数:163人
- ・開催数:459回

平成28年度(市内10か所で実施)

- ・参加児童延人数:5,216人
- ・参加ボランティア延人数:2,607人
- ・開催数:451回

10 日常生活支援事業の推進

1 日常生活支援事業の推進

ひとり親家庭等が自立に向けて修業する場合や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助を必要とした場合に、家庭生活支援員を派遣し、食事の世話等の日常生活の支援を行う「日常生活支援事業」を推進した。

※札幌市母子寡婦福祉連合会に業務委託
※平成28年10月から就業上の理由で帰宅が遅くなる場合等の定期利用を対象とした。

(登録件数及び派遣実績)

平成25年度

- ・登録件数:130件
- ・派遣実績:122件(229回、1,665時間)

平成26年度

- ・登録件数:108件
- ・派遣実績:119件(256回、2,056時間)

平成27年度

- ・登録件数:126件
- ・派遣実績:113件(250回、1,746時間)

平成28年度

- ・登録件数:81件
- ・派遣実績:78件(139回、604時間)

11 公的住宅への入居の優遇

1 市営住宅入居への優遇

ひとり親家庭の市営住宅の入居に際し、抽選時の当選確率を高める優遇制度を実施した(通常1個の抽選番号を2個追加)。

基本目標 2 就業支援の充実

施策の概要及び実施状況

実績

1 ひとり親家庭等就業支援センター事業の充実

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

① 就業相談・職業紹介業務の推進

ひとり親家庭等就業支援センター事業（平成26年度に「母子家庭等就業支援センター」から名称変更）において、就労に関する悩み事などの相談に応じるとともに、ハローワークと連携して就業経験や適性などに応じた求人情報を提供する職業紹介業務を推進した。

平成25年度

・就業相談数：延7,247件
・就業：275人（うちセンターの紹介による就職132人）

平成26年度

・就業相談数：延7,165件
・就業：206人（うちセンターの紹介による就職102人）

平成27年度

・就業相談数：延7,725件
・就業：218人（うちセンターの紹介による就職81人）

平成28年度

・就業相談数：延7,565件
・就業：211人（うちセンターの紹介による就職55人）

② 就業支援講習会等の充実

就職に有利になるような資格取得や能力開発を目的とする就業支援講習会や、就職等に必要な知識、心構えなどを身につけるための就職準備・離転職セミナー等、就業に有効な講座の充実を図った。

※平成25年度より対象を父子家庭にも拡大

平成25年度

9科目17講座 受講者数273人

平成26年度

12科目17講座 受講者数268人

平成27年度

13科目17講座 受講者数274人

平成28年度

14科目17講座 受講者数233人

③ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進

個々のひとり親家庭の実情に応じた、きめ細かな就業等の支援を行う「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を推進した。
※平成25年度から対象を父子家庭にも拡大し、名称を「母子自立支援プログラム策定事業」から変更

（自立支援プログラム策定人数）

平成25年度 49人（うち就職決定者31人）

平成26年度 37人（うち就職決定者35人）

平成27年度 28人（うち就職決定者24人）

平成28年度 25人（うち就職決定者25人）

④ 企業への訪問活動の促進

ひとり親家庭等就業支援センターの就業相談員が企業への電話や訪問による求人開拓を行うとともに、ひとり親家庭等の雇用を促進するための啓発活動を行った。また、公共職業安定所の自立促進プログラムによるケース会議に参加した。

5 関係機関との連携の推進

公共職業安定所主催の「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」への出席等、ハローワークや札幌市就業サポートセンター、母子・婦人相談員等との連携を図りながら、ひとり親家庭等の就業への支援を推進した。

6 雇用情報の提供の推進

札幌市及び公的施設における非常勤職員等の雇用に際し、ひとり親家庭等就業支援センターの活用を全庁的に依頼するなど、雇用情報の提供の推進を図った。

7 ひとり親家庭等就業支援センターの周知

札幌市及び札幌市母子寡婦福祉連合会のホームページで相談窓口や支援制度について周知したほか、各種パンフレット等への掲載により幅広く周知を図った。

2 職業紹介業務等の体制強化

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

1 職業紹介業務等の体制強化

就業サポートセンター、あいワークにおいて、ハローワーク等と連携を図りながら、職業相談員による職業相談・紹介を実施し、全区で職業紹介業務等を行うための体制の強化を図った。

(職業相談窓口利用者及び就職者数)

平成25年度	利用者160,698人、就職者6,451人
平成26年度	利用者153,092人、就職者6,637人
平成27年度	利用者146,211人、就職者6,317人
平成28年度	利用者130,535人、就職者6,302人

3 資格・技能習得のための支援の充実

| 母子 | 父子 |

1 自立支援教育訓練給付金事業の充実

就業を効果的に促進するために、教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、講座終了後に入学料及び受講料の一部について給付金を支給する自立支援教育訓練給付金事業を推進し、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図った。

※平成25年度より対象を父子家庭にも拡大
※平成28年度より支給額を受講費用の2割相当から6割相当に拡大
※平成29年度より雇用保険制度の受給資格者を対象に追加

(給付金の支給実績)

平成25年度	167千円(8人)
平成26年度	68千円(4人)
平成27年度	169千円(8人)
平成28年度	243千円(4人)

- 2 高等職業訓練促進給付金事業の充実**
 看護師など就職に有利な資格取得を容易にすることを目的に、養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業を推進し、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図った。
 ※平成25年度から対象を父子家庭にも拡大
 ※平成27年度から「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に、「修了一時金」を「修了支援給付金」に、それぞれ名称を変更
 ※平成28年度から支給期間上限を2年から3年に拡大
 ※平成29年度から1年制以上の養成機関を対象とした(平成28年度までは2年制以上)。

(給付金の支給実績)
 平成25年度
 ・高等技能訓練促進費 334,487千円(261人)
 ・修了一時金 3,075千円(65人)
 平成26年度
 ・高等技能訓練促進費 257,285千円(244人)
 ・修了一時金 5,450千円(120件)
 平成27年度
 ・高等職業訓練促進給付金 123,100千円(118人)
 ・修了支援給付金 2,825千円(60件)
 平成28年度
 ・高等職業訓練促進給付金 133,014千円(122人)
 ・修了支援給付金 2,825千円(61件)
 (対象資格)
 平成28年度 20資格(3資格追加)
 平成29年度 22資格(2資格追加)

4 就業機会創出事業の実施

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

- 1 就業機会創出事業の実施**
 ひとり親家庭への理解を示す企業を開拓し、就職の機会を提供することを目的として合同就職説明会を開催した。
 ※平成26年度より事業開始

平成26年度 参加企業20社、参加者数229人
 平成27年度 参加企業19社、参加者数69人
 平成28年度 参加企業25社、参加者数201人

5 母子・父子福祉団体に対する支援

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

- 1 母子・父子福祉団体への支援推進**
 母子・父子福祉団体の基盤拡充目的として、公的施設内における自動販売機・売店等の設置や清掃事業の委託等の事業発注等に際しての、札幌市母子寡婦福祉連合会の活用を全庁的に依頼した。

6 女性のための就業支援策の充実

| 母子 | 寡婦 |

- 1 女性の活躍サポートの充実**
 女性の起業、就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行い、女性の活躍をサポートする取組の充実を図った。

平成25年度
 ・パソコン短期セミナー 全14回(参加延人数202人)
 ・シンポジウム「ロールモデルから学ぶ!ワタシを大切に
 する働き方」(参加延人数80人)
 平成26年度
 ・パソコン短期セミナー 全14回(参加延人数205人)
 ・企業向け研修会(参加延人数24人)
 ・女性リーダー研修(参加延人数26人)
 ・ひとり親家庭サポーター養成講座(参加延人数80人)
 ・シンポジウム「札幌発!女性が当たり前
 に働くことのできる社会へ」(参加延人数69人)
 ・キャリア講座(参加延人数8人)
 平成27年度
 ・パソコン短期セミナー 全14回(参加延人数207人)
 ・制約社員活躍応援セミナー(参加延人数26人)
 ・女性リーダー研修会(参加延人数20人)
 ・ひとり親家庭サポーター養成講座 全2回
 (参加延人数118人)

- ・働く女性のためのキャリア支援事業シンポジウム
(参加延人数53人)
- ・アクションプラン研修(参加延人数62人)

平成28年度

- ・パソコン短期セミナー 全14回(参加延人数205人)
- ・働き方改革さっぽろ大円卓会議(参加延人数35人)
- ・女性リーダー研修会(参加延人数19人)
- ・ひとり親家庭サポーター養成講座(共催事業)
(参加延人数96人)
- ・働く女性のためのキャリア支援事業シンポジウム
(参加延人数46人)
- ・アクションプラン研修 全3回(参加延人数51人)
- ・仕事とプライベートのバランスを考えるセミナー
(参加延人数13人)

② 女性起業家の育成事業の実施

女性の起業のための託児付き起業セミナーを開催するほか、女性中小企業診断士による経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施した。

平成25年度

- ・ソーシャル女子のための起業セミナー 全5回
(参加延人数100人)
- ・プレゼン研修会 全2回(参加延人数18人)
- ・プレゼン発表会(参加延人数21人)
- ・女性のためのチャレンジ相談(参加延人数44人)
- ・会計サロン(参加延人数9人)

平成26年度

- ・女性のためのチャレンジ相談(参加延人数43人)
- ・キャリア形成講座 全2回(参加延人数11人)
- ・女性起業家セミナー(参加延人数45人)
- ・起業セミナー(参加延人数53人)
- ・女性ビジネス発表会(参加延人数33人)
- ・創業セミナー(参加延人数18人)

平成27年度

- ・女性ビジネス発表会 全2回(参加延人数49人)
- ・女性のためのチャレンジ相談(参加延人数33人)
- ・創業セミナー 全5回(参加延人数69人)
- ・起業講座 全4回(参加延人数51人)
- ・女性創業コーディネーター育成セミナー 全5回
(参加延人数121人)

平成28年度

- ・女性ビジネス発表会 全2回(参加延人数28人)
- ・女性のためのチャレンジ相談(参加延人数33人)
- ・起業セミナー 全4回(参加延人数67人)
- ・起業講座 全4回(参加延人数46人)
- ・女性創業支援担い手育成セミナー(参加延人数49人)
- ・女性のための創業相談会(参加延人数8人)
- ・女性による女性のための創業スクール 全4回
(参加延人数147人)
- ・女性創業支援担い手向け講演会(参加延人数47人)
- ・女性創業支援連携セミナー(参加延人数12人)
- ・講演会(参加延人数26人)

3 女性の再就職への支援

就業サポートセンターにおいて、女性求職者等を対象に、就職支援セミナーを実施。セミナー受講後、希望する方に専任のカウンセラーによるカウンセリングを行い、就職に至るまでの継続的な就職支援を実施した。

平成25年度 受講者数397人
平成26年度 受講者数365人
平成27年度 受講者数48人
平成28年度 受講者数44人

4 女性社員が活躍しつづけるための支援事業の実施

産休前研修や職場復帰前研修を行い、働き続けたい女性が出産や育児を機に仕事を辞めてしまうことがないよう、キャリアプランを立てるための支援事業を実施した。

平成25年度
・ワーキング・マタニティスクール 全6回
(参加延人数294人)
・ロールモデルカフェ 全5回(参加延人数88人)
平成26年度
・ワーキング・マタニティスクール 全6回
(参加延人数345人)
・ロールモデルカフェ 全3回(参加延人数67人)
平成27年度
・ワーキング・マタニティスクール 全6回
(参加延人数284人)。
・キャリア講座(参加延人数12人)
平成28年度
・ワーキング・マタニティスクール 全6回
(参加延人数357人)
・セミナー(参加延人数7人)
・「保育園落ちた」を札幌で考える真夏の緊急ミーティング(参加延人数24人)
・キャリア講座(参加延人数10人)

7 就業のための環境整備

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

1 保育所の優先入所

再掲 基本目標1-4-①

再掲 基本目標1-4-①

2 保育サービスの充実

再掲 基本目標1-4-②

再掲 基本目標1-4-②

3 さっぽろ子育てサポートセンター事業の推進

再掲 基本目標1-5-①

再掲 基本目標1-5-①

4 札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業の推進

再掲 基本目標1-5-②

再掲 基本目標1-5-②

5 子育て短期支援事業(ショートステイ)の推進

再掲 基本目標1-6-①

再掲 基本目標1-6-①

6 放課後の居場所づくりの充実

再掲 基本目標1-7-①

再掲 基本目標1-7-①

- 7** ワーク・ライフ・バランスの認証制度の推進
再掲 基本目標1-8-①
- 8** 事業所内保育施設の拡充
再掲 基本目標1-8-②
- 9** 日常生活支援事業の推進
再掲 基本目標1-10-①

基本目標 3 養育費確保の推進

施策の概要及び実施状況

実績

1 養育費相談の推進

| 母子 | 父子 |

① 養育費相談の推進

各区の母子・婦人相談員のほか、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談など養育費に係る相談制度の周知をホームページやパンフレットにより進めるとともに、養育費の相談を受ける者を対象とした、養育費相談支援センター主催の地域研修会へ参加した。

(養育費に関する相談件数)

平成25年度

・122件(母子自立支援員相談指導結果報告)

・386件(ひとり親家庭支援センター)

平成26年度

・171件(母子父子自立支援員相談指導結果報告)

・300件(ひとり親家庭支援センター)

平成27年度

・201件(母子父子自立支援員相談指導結果報告)

・244件(ひとり親家庭支援センター)

平成28年度

・253件(母子父子自立支援員相談指導結果報告)

・244件(ひとり親家庭支援センター)

2 広報・啓発活動の推進

| 母子 | 父子 |

① 養育費の広報・啓発の推進

養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を推進した。また、札幌市母子寡婦福祉連合会において、年3回発行の機関誌やホームページで養育費に関する広報や啓発を実施するとともに、「養育費相談会」を実施した。

基本目標 4 経済的支援の推進

施策の概要及び実施状況

実績

1 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の推進		母子 父子 寡婦	
① 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の情報提供と貸付の実施 母子・父子・寡婦の様々な状況に対応した貸付制度である母子父子寡婦福祉資金について、ホームページやパンフレット等により周知を行い、適切な貸付を行った。 ※H26年10月より対象を父子にも拡大し、名称を「母子寡婦福祉資金」から「母子父子寡婦福祉資金」に変更	平成25年度		
	・母子福祉資金	277件	140,216千円
	・寡婦福祉資金	11件	5,263千円
	平成26年度		
	・母子福祉資金	252件	125,998千円
	・父子福祉資金	4件	701千円
	・寡婦福祉資金	12件	7,499千円
	平成27年度		
	・母子福祉資金	209件	105,299千円
	・父子福祉資金	5件	1,259千円
・寡婦福祉資金	7件	4,092千円	
平成28年度			
・母子福祉資金	168件	90,266千円	
・父子福祉資金	2件	702千円	
・寡婦福祉資金	6件	4,192千円	
2 児童扶養手当制度の推進		母子 父子	
① 児童扶養手当制度の情報提供と手当の支給 ホームページや広報さっぽろ、各種パンフレット等により児童扶養手当制度に関する情報提供を推進し、適切な手当の支給を行った。	(児童扶養手当受給者数) ※3月末時点		
	平成25年度	20,803人	(児童数30,146人)
	平成26年度	20,400人	(児童数29,620人)
	平成27年度	21,606人	(児童数31,753人)
	平成28年度	21,107人	(児童数30,999人)
3 ひとり親家庭等医療費助成制度の推進		母子 父子	
① ひとり親家庭等医療費の助成 ひとり親家庭の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、一定の要件を満たす母又は父及びその児童に係る医療費の一部助成を実施した。	平成25年度		
	・医療助成費	743,583千円	
	・受給者数(月平均)	親19,169人	児童27,444人
	平成26年度		
	・医療助成費	734,790千円	
	・受給者数(月平均)	親18,994人	児童27,130人
	平成27年度		
	・医療助成費	738,231千円	
	・受給者数(月平均)	親18,860人	児童26,952人
	平成28年度		
・医療助成費	727,703千円		
・受給者数(月平均)	親18,822人	児童26,855人	
4 自立支援教育訓練給付金事業等の充実		母子 父子	
① 自立支援教育訓練給付金事業の充実 再掲 基本目標2-3-①	再掲 基本目標2-3-①		
② 高等技能訓練促進費事業の充実 再掲 基本目標2-3-②	再掲 基本目標2-3-②		

計画案に対する市民意見（パブリックコメント）

本計画の策定に当たり、市民の皆様からの意見募集を実施しました。
いただいた御意見は計画の修正の参考とさせていただいたほか、計画に基づく各種施策の推進の参考とさせていただきます。

意見募集の概要

●意見募集期間

平成30年2月7日(水)から同年3月8日(木)まで

●意見募集の方法

郵送、持参、FAX、電子メール

●資料の配布場所

- ・札幌市役所本庁舎（2階行政情報課）
- ・子ども未来局子育て支援部子育て支援課
- ・各区役所総務企画課、健康・子ども課（保健センター）
- ・各まちづくりセンター
- ・ひとり親家庭支援センター（中央区大通西19丁目）

※ 札幌市公式ホームページにも掲載

(http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/boshi_keikaku.html)

市民意見の内訳

●意見提出数、意見件数

7人、47件

●年代別内訳

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	計
人数	—	—	—	2人	1人	4人	7人
構成比	—	—	—	28.6%	14.3%	57.1%	100%

●提出方法

	郵送	持参	FAX	メール	10代
人数	—	1人	2人	4人	7人
構成比	—	14.3%	28.6%	57.1%	100%

意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

No.	意見の概要	札幌市の考え方
1	<p>現代の社会では、誰しものが失業や病気などで貧困に陥る危険と隣り合わせにあり、あらゆる分野に広がる貧困と格差を是正する必要がある。計画の「基本的な方向性」において、ひとり親家庭のみならず、社会全体としての貧困問題の根本にある低賃金・不安定雇用をなくすための施策の在り方や、誰にとっても生きる上での支えとなる「社会の仕組み」を札幌市がどのように考えるのかを明らかにした上で、施策を展開する必要があるのではないかと。</p> <p>(第5章)</p>	<p>本計画は、子育てや家事、仕事等の生活全般で困難を抱えることの多いひとり親家庭等に対する支援施策を推進するために策定した計画となっております。</p> <p>札幌市が目指すべき都市像等については、札幌市のまちづくりの総合的な市民計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の中で明らかにしておりますことから、ひとり親家庭等に対する個別計画である本計画においては、ひとり親家庭等の現状と課題に着目した基本的な方向性を定めております。</p>
2	<p>保育園の増設は大至急進めてほしいが、保育園によって、施設の広さや園庭の有無、日当たりに差がある。都市部では難しい問題だと思うが、園庭や定員の基準を緩めて詰め込めばいいというものではないと思う。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策1)</p>	<p>女性の就業機会の増加等により、近年保育ニーズが大幅に増加していることを受けて、幼稚園の認定こども園移行をはじめ、保育所・小規模保育事業所の整備など、様々な手法を用いて供給量を確保しているところであります。</p> <p>立地や面積等につきましては、施設によって異なっておりますが、いずれの施設も各種法令や国の通知に基づく基準に従って設置しております。</p>
3	<p>ファミリー・サポート・センター事業について、「こども緊急サポートネットワーク事業」における病後児預かり時の補助制度を全ての時間を対象にし、また、同補助制度をひとり親家庭や低所得世帯の場合には、「札幌子育てサポートセンター事業」にも適用してほしい。</p> <p>利用料が当日払いであることが経済的な負担につながる。利用料の減額や後日払いを検討してほしい。</p> <p>自宅に他人を入れることに抵抗のある方のために、まちづくりセンターなどで提供会員が預かるなど新たな取組を望む。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策1)</p>	<p>札幌市では、全ての家庭を対象として、平成25年3月より「札幌市こども緊急サポートネットワーク」の病児病後児預かり利用料の補助制度を実施し、平成28年度からは小学6年生まで補助対象を拡大するなど、一定の配慮をしているところであります。</p> <p>当事業の利用料とは、利用対価とは性格が異なり、提供会員というボランティアに対して支払う謝礼という位置付けです。これは、そのまま預かってくださった方々への活動報酬となるものであり、減額や後日払いとすることは提供会員の方々への不利益や負担につながってしまいます。</p> <p>預かり場所については、当事業は、市民同士の相互の信頼と理解をもって助け合うことが根幹にあり、そうした趣旨を御理解のうえ御利用いただくことが前提となっております。特に病気のお子さんのお預かりについては、自宅から別の場所に移動させることや、専用の設備のない見慣れぬ環境に長時間預けることは、身体的・心理的な影響も懸念されるところであります。</p>
4	<p>各区に配置されている母子・婦人相談員について、継続的な雇用による相談員のスキルアップがサービスの向上につながることから、正規雇用などの処遇改善を望む。また、児童扶養手当などの手続き時に、部署の異なる相談員への相談につなげられるような工夫が必要だと思う。</p> <p>(第5章-基本目標1-基本施策2)</p>	<p>各区役所の母子・婦人相談員は、その業務の性質からひとり親家庭の福祉に深い理解のある人材を雇用しておりますが、研修の実施などにより、スキルアップを図り、市民サービスの向上に努めてまいります。</p> <p>また、児童扶養手当などの手続きの際には、各世帯の実情に応じて、支援を必要とする方を相談や支援につなげるよう努めてまいります。</p>

- 5 ひとり親家庭支援センターについて、夜間・休日に相談が可能なのは良いことだと思うが、センター自体の周知が不足している。ホームページ上に事業をわかりやすく掲載することや、スマートフォンから利用できる相談予約フォームを作成するなどの改善が必要。
(第5章-基本目標1-基本施策2)
- 6 ひとり親家庭等日常生活支援事業について、大変良い制度だと思うが、利用率や認知度が非常に低く、提供会員も不足している。また、委託先を社会福祉協議会などに増やし、「子ども緊急サポートネットワーク事業」との連携などの改善が必要。
(第5章-基本目標1-基本施策2)
- 7 母子生活支援施設について、離婚した直後など経済的にも精神的にも不安定なことの多い母子家庭が生活の安定を築く上で、きめ細やかな相談・支援を行うことができる大変有効な施設だと思う。各相談機関でも必ず紹介をしてほしい。
(第5章-基本目標1-基本施策2)
- 8 ひとり親家庭学習支援ボランティアについて、一つの団体のみへの委託だが、子どもの選択肢を広げるために複数の団体への委託をしてほしい。
(第5章-基本目標1-基本施策3)
- 9 ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について、仕事と子育てを両立しながら、更に高卒認定の資格の学習をするのは、困難な状況。子どもの託児や、子どもの学習支援と並行して親も学習支援を受けられるような仕組みが必要。
(第5章-基本目標1-基本施策3)
- 相談窓口や支援制度の周知が不足していることは、本計画において大きな課題と捉えております。
ひとり親家庭支援センターは、ひとり親家庭を各種支援に結びつけるための窓口として重要な役割を担っていることから、利用の促進を図るため、ホームページの改修などを検討してまいります。(計画反映)
- ひとり親家庭等日常生活支援事業については、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法に基づき、ひとり親への就業機会や就業経験の拡大を目的に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定される母子・父子福祉団体である公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会に業務を委託しており、円滑に運営されているものと認識しております。
また、利用希望者が利用できていない状態にはないため、委託先の拡大は予定しておりませんが、認知度の向上を図るため、ホームページやリーフレット等による制度の周知に努めてまいります。(計画反映)
相談を受ける中では、「札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業」などの児童を預かる他の事業を含め、利用者の希望に合った制度を提案できるよう努めてまいります。
- 母子生活支援施設については、制度自体の認知度が低いことや、施設の目的や実態が正しく理解されていないという課題があることから、相談窓口での丁寧な説明が必要であると認識しています。
このことから、相談員向けに制度に関する研修等を行うなど、相談を受ける側が制度に関する理解を深め、支援を必要とする方を入所に結びつけられるよう努めてまいります。
- 現在、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業は、公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会に業務を委託しておりますが、当事者団体としてひとり親家庭の児童や親からの相談に親身に応じることができ、参加者との信頼関係の構築にもつながっているものと認識しております。
また、利用希望者が利用できていない状態にはないため、委託先の拡大は予定しておりませんが、認知度の向上を図るため、ホームページやリーフレット等による制度の周知に努めてまいります。(計画反映)
- 仕事と子育てを両立しながら、高卒認定試験の合格を目指す方のために、当該事業では、通信講座も対象としておりますが、ひとり親家庭の親と子がよりよい条件での就職の可能性を広げられるよう、今後も支援の在り方を検討してまいります。

-
- 10 ひとり親家庭の親が正社員として働きやすくなるために、親が就業している間、子どもが安心して過ごすことができ、食事をとることができる子ども食堂の充実を望む。
町内会など、現在ある社会資源を活用した子どもの安全な居場所を確保してほしい。
(第5章-基本目標1-基本施策3)
- 子ども食堂などの地域における子どもの居場所については、利用や開設に向けた活動紹介や情報提供を進めるとともに、広く利用や参加、支援の機運の醸成を図ってまいります。
また、地域における子どもの居場所づくりへの効果的な支援策を検討してまいります。
-
- 11 不登校やひきこもりなどの子どものために、ボランティアが家庭を訪問するホームフレンド事業を実施してほしい。
(第5章-基本目標1-基本施策3)
- ひきこもり・不登校児童福祉対策の一つとして、平成9年度から、ボランティア学生を派遣するメンタルフレンド事業を実施しておりますので、引き続き、制度の周知を図ってまいります。
-
- 12 児童扶養手当については、国において年3回から年6回の支給への見直しが行われているが、国の制度を待たずに、市独自の取組として、毎月の支給とするなどの支給回数を分割する制度の導入を望む。
また、現況届の際には、ひとり親家庭への総合相談コーナーを区役所内に設けてほしい。
(第5章-基本目標1-基本施策3)
- 国において、平成31年11月支給分の手当から年6回の支給とすることが示されておりますことから、支給回数拡大の効果検証が必要と考えております。
また、児童扶養手当の現況届の際には、対象となる全世帯に制度案内を送付することを検討しておりますが、併せて、現況届の受付にかかる面談時にも、各世帯の実情に応じて、各区役所の母子・婦人相談員や必要とする制度を案内するなど、丁寧な対応に努めてまいります。
-
- 13 就学援助について、ひとり親家庭だけのための制度ではないこと、「子どものための制度」であることを周知してほしい。申請書の配布や回収時には、全員に配布し全員から回収するなど子どもの気持ちに配慮が必要。
(第5章-基本目標1-基本施策3)
- 申請書の全世帯への配布は行っておりませんが、ひとり親家庭に限らず、小中学生のいる全世帯に対し就学援助制度の周知を行っているところです。
今後、就学援助制度のより効果的な周知のあり方について、検討を行ってまいります。
また、申請にサポートが必要な家庭に対しては、現在も担任だけでなく、学校事務職員等による支援を行っているところですが、今後も連携して支援を行ってまいります。
-
- 14 札幌市奨学金について、人数の拡充や不登校枠を設け、また、成績条件のない給付型奨学金を望む。高校卒業後の給付型奨学金の拡充を行うべき。
(第5章-基本目標1-基本施策3)
- 独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金事業については、国に対し、給付型奨学金の対象者の拡大、給付の増額等、事業の充実を要望しているところです。
なお、札幌市では給付型の札幌市奨学金を実施しており、毎年1,300人程度の奨学生を採用しております。
-
- 15 給食費の無償化や制服、教材の購入費用の援助やリサイクルの推進など、教育にかかる費用の負担の軽減を図ってほしい。
(第5章-基本目標1-基本施策3)
- 就学援助の基準となる生活保護費が大きく下がっている中、平成30年度の認定基準額はこれに連動して引き下げることはせず、維持することとしております。
今後の認定基準については、社会経済情勢などを踏まえ検討してまいります。
各学校の判断により活用する補助教材については、補助教材の精選を図るなど、できるだけ保護者の負担が過重とならないよう、各学校に対して配慮を促してまいります。
また、札幌市の学校給食においては、学校給食に使用する食材の費用についてのみ、学校給食費として保護者の方に御負担いただいております。
なお、収入が一定額以下となる場合には、生活保護制度、就学援助制度を御利用いただくことで、学校給食費等について御対応いただくこととなります。
-

- 16 フリースクール等の支援を拡大するほか、フリースクール等に通う子どもたちの経済的負担がひとり親家庭にのしかかっている現状を解決すべく財政的支援を充実すべき。
(第5章-基本目標1-基本施策3)
- フリースクール等への支援については、平成29年度から受入児童生徒数に応じた補助上限額の段階を増やす等、支援の拡充を図ったところ。この制度の活用により、授業料減額措置の実施等、利用者負担の軽減につながった例もあることから、国における支援策の検討状況を注視しつつ、今後も支援を継続していきたいと考えております。
また、札幌市ではフリースクール等に通っている場合であっても、小中学生については通常の学校と同様に、一定の要件を満たす場合は就学援助制度により経済的援助を行っております。
-
- 17 ひとり親家庭等就業支援センターについて、働きながらスキルアップを希望するひとり親家庭のために、就業支援講習会を土日にも開催してほしい。
(第5章-基本目標2-基本施策1)
- 就業支援講習会の開催日時については、仕事のある方や子どもとの時間を大切にされる方など、ニーズは様々であることから、多くの方に受講いただけるよう、夕方以降にも実施しているところですが、引き続き、利便性に配慮した日程での開催となるよう検討してまいります。
-
- 18 ひとり親家庭等就業機会創出事業を拡充するとあるが、合同企業説明会に限らず、商工会議所や中小企業同友会などと連携し、確実に就職できるようなプログラムなど、新たな事業展開も検討してほしい。
(第5章-基本目標2-基本施策1)
- ひとり親家庭等就業機会創出事業では、合同企業説明会の開催を契機に、市内企業に対し、ひとり親の雇用に対する理解促進に取り組んでおります。
また、ひとり親家庭支援センターでは、ハローワークと連携し、きめ細かく継続的に就労支援を行う自立支援プログラム策定事業を実施しております。
-
- 19 女性活躍のための各種事業について、子どもを保育所に預けられない方のために、託児付のセミナーの開催を望む。
(第5章-基本目標2-基本施策3)
- 各区でのセミナーや男女共同参画センター内で指定管理者が開催している各種事業については、無料の託児サービスを実施しております。
今後も、子育て中の女性に配慮しながら、女性の就業支援の推進に努めてまいります。
-
- 20 養育費の受取率が低いことが、ひとり親家庭の貧困の要因でもある。養育費を受け取ることが子どもの権利であることや、取決めや履行についての啓発を積極的に行ってほしい。
養育費を受領できていないひとり親家庭に対して、その点を補填すべく給付制度の新規創設を求める。
養育費の算定基準を見直し、引上げを望む。
(第5章-基本目標3)
- 養育費の取決め状況は、前回調査に比べて改善が見られるものの、依然として低い水準にあることから、ひとり親家庭の生活の安定を図るためにも、相談窓口の周知や離婚前後の相談体制の充実、養育費に対する意識向上の啓発に努めてまいります。
ひとり親家庭への給付制度である児童扶養手当は、養育費の8割相当額を所得に加算した上で手当額を決定していることから、養育費の額に応じた配慮がなされたものとなっております。
なお、養育費の算定基準は裁判所が定めるものとなっております。
-
- 21 面会交流については、配偶者からの暴力や虐待があった場合もあることから、取決めには特段の配慮が必要である。一方で、感情的に面会交流をしない場合もあり、取決めには第三者の仲介が望ましい。
また、子どもにとって安心・安全な場として、公的な面会交流施設が必要であり、ひとり親家庭支援センターなどでの面会交流支援が行われることを望む。
(第5章-基本目標3)
- 面会交流には、DV等の危険が伴う場合もあるため、その支援には慎重である必要があります。
また、面会交流は養育費と関連付けて議論されることが多くありますが、養育費を受け取るためには面会交流を行わなければならないとの理解にならないよう、配慮が必要と考えます。(計画反映)
面会交流への支援の在り方については、引き続き検討をしてまいります。

-
- 22 ひとり親家庭等医療費助成について、貧困対策計画のアンケート調査でも受診を控えたと回答した親が多いことから、現在の親の入院時のみの助成を、通院時にも拡充することを望む。
(第5章-基本目標4-基本施策2)
- 札幌市のひとり親家庭等医療費助成制度は、北海道からの補助を受けて実施しておりますことから、親の通院医療費の助成などの制度拡充につきましては、北海道の動向を注視してまいりたいと考えております。
-
- 23 母子父子寡婦福祉資金貸付制度について、連帯保証人がいなくては借りることができない。保証機関の導入など、連帯保証人がいなくても借りられる制度にしてほしい。また、返済の猶予制度も知られていないことから、長期の滞納とならないような啓発が必要である。
(第5章-基本目標4-基本施策3)
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金は、連帯保証人がいなければ返還が困難と判断される方を除き、単独での貸付けを可能としております。
ただし、貸付けの種類によっては、連帯保証人がいない場合、利率1.0%の有利子貸付となることから、可能な場合には連帯保証人を得ることを指導しております。
貸付金は、将来にわたり返済の負担が発生する制度であることから、貸付けの可否に当たっては、貸付けを受けようとする方の資力や必要性、返済能力のほか、他に利用できる制度がないかなどを十分に確認したうえで、ひとり親家庭の経済的自立に資するかどうかの判断をしております。
-
- 24 すべての事業の認知度が低く、前回調査と比べてもほとんどの事業で認知度は下がっている。現在はスマートフォンでの情報収集が主流であるため、そのことに配慮し、必要とする支援制度を検索しやすいホームページを作るなどの工夫をすべき。また、利用できる支援制度をチャート式に図解することや、各種申請時にひとり親家庭用のガイドブックや相談先を掲載したカードを配布することを望む。アンケートでは情報を得る手段を「広報さっぽろ」と回答した方も多いため、相談機関等の情報について、継続した掲載が必要である。
(第5章-基本目標5-基本施策1)
- 支援を必要としている方に必要な情報が届いていないことは大きな課題と捉えており、本計画では、新たな基本目標として「利用者目線に立った広報の展開」を設定し、情報を得やすく、必要とする方に確実に届く広報の展開に努めてまいります。
具体的な取組としては、新たにひとり親家庭の方を対象としたパンフレットを作成し、離婚届の提出時に配布することや、児童扶養手当の対象世帯に支援制度の案内を一齐送付することなど、必要な情報を確実に伝える取組により、認知度の向上に努めてまいります。
また、平成29年4月には、子育て情報に特化したホームページ「さっぽろ子育て情報サイト」とスマートフォン用の「さっぽろ子育てアプリ」を立ち上げ、その中に、ひとり親家庭専用のページを作成したところであり、今後作成するパンフレット等にアプリのQRコードを掲載するなどして、周知を図ってまいります。
-
- 25 離別、死別を問わず、「別れ(喪失)を体験」をした子どもに、サポートの場(グリーンサポート)があることを情報として提供してほしい。
(第5章-基本目標5-基本施策1)
- 支援を必要としている方に必要な情報を届けることができるよう取り組んでまいります。
-
- 26 ひとり親家庭が安心して暮らせるよう、児童扶養手当の枠を広げてほしい(児童扶養手当が支給停止となる所得制限を引き上げてほしい)。
(第5章-基本目標1-基本施策3)
- 児童扶養手当の所得制限額については、法令で定められており、札幌市が単独で支給対象を拡大することは難しいものと考えておりますが、札幌市を含めた政令市の会議等の機会を通じて、国に対し制度拡充を要望しており、平成30年8月分の手当から所得制限額が引き上げられる予定となっております。
-

-
- 27 ひとり親家庭学習支援ボランティア事業について、なぜひとり親と2人の親がいるという違いだけで学力に違いが生まれると考え、それに対して支援があるのか。この事業をひとり親に限るとするのはおかしい。
(第5章-基本目標1-基本施策3)
- ひとり親家庭の親は、仕事や家事、子育てなどを一人で担わなければならない、ひとり親家庭の子は一般家庭の子と比較して、大学等への進学率が極めて低いことから、ひとり親家庭の不安感を解消するとともに、基礎的な学力の向上を目的として、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業を実施しております。
-
- 28 特別奨学金について、普通高校への進学でも給付されるようにしてほしい。
(第5章-基本目標1-基本施策3)
- 札幌市特別奨学金は、技能習得を目的とした学校に学ぶ生活困窮世帯の高校生等を対象とした奨学金であり、札幌市奨学金とは目的を異にしておりますので、普通科の学校に学ぶ高校生等は、札幌市奨学金への申請をお願いしております。
-
- 29 ひとり親家庭に対する、就職に有利な資格取得に関する支援については、どれだけ就職できているかなどの効果測定を行い、より実効性の高いものに限定する時期だと思う。むしろ働き出してからの経済的支援や、子育てをしながら働けるようにする支援のほうが大事ではないのか。
(第5章-基本目標2-基本施策2)
- 直近の平成28年度の実績では、給付金を受給して養成機関を修了した方67名のうち、資格を取得した方が66名、就業した方が60名となっており、アンケート調査の結果からも資格の取得は正規雇用に有利であることが分かっております。
このことから、ひとり親家庭の経済的自立のためには、就業支援が重要と考えております。
-
- 30 職業訓練について、訓練開始時に、子どもを保育所に入れていない場合、訓練中の預け先がない。託児付きの職業訓練を拡充してほしい。
職業訓練時の生活保障としては、高等職業訓練促進給付金があるが、学費で消えてしまう。母子父子寡婦福祉資金貸付金は連帯保証人がいないと借りられず、支援制度がつかない。
(第5章-基本目標2-基本施策2)
- ハローワークでは、託児サービス付きの職業訓練が行われているほか、ひとり親家庭支援センターで実施している就業支援講習会でも託児を行っております。
また、平成29年10月には、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方を対象に、給付金とは別に、準備費用が多く掛かる入学時と就職時に資金貸付を行う高等職業訓練促進資金貸付金制度を開始し、資格を取得して就業しようとする方への支援を拡充しております。
-
- 31 広報の充実について、ワンストップの相談会等の開催、児童扶養手当現況届の提出時の総合相談会の開催、相談窓口の夜間・土日開設、地域に出張する体制づくりなどの取組が必要だと考える。
(第5章-基本目標5-基本施策1)
- 児童扶養手当の現況届の際には、対象となる全世帯に制度案内を送付することを検討しておりますが、併せて、現況届の受付にかかる面談時にも、各世帯の実情に応じて、各区役所の母子・婦人相談員や必要とする制度を案内するなど、丁寧な対応に努めてまいります。
なお、ひとり親家庭支援センターでは、夜7時までの相談や土日の相談も行っております。
-
- 32 離婚調停中などの場合も、ひとり親家庭への支援制度が利用できるようにしてほしい。
(第5章)
- 支援制度の利用要件については、制度毎に定めておりますが、各区役所の母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターでは、離婚前から相談に応じているほか、特別な事情がある場合には、離婚前でもひとり親家庭に準じて取り扱うことがあるなど、世帯の状況に応じた運用を行っております。
-

33 未婚のひとり親にも税の寡婦控除を適用してほしい。
(第5章-基本目標4-基本施策2)

税の寡婦(夫)控除については、税制改正が必要となることから、政令市の会議等を通じて、法改正等を国に要望しております。

また、保育料の算定では、既に未婚ひとり親への寡婦(夫)控除のみなし適用を実施しており、高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定においても、平成30年度からのみなし適用を予定しております。

34 父子世帯で身近に助けてくれる祖父母等がない場合、子育てと仕事の両立が難しい。ひとり親家庭への支援は、母子世帯を中心に考えられているのではないか。

父子世帯は、所得要件で公的支援がほとんど受けられない。父親が働く職場に助成金という形で財政的支援を行い、父親が子どもの世話をする時間を確保するために、その分を雇用で補う仕組みがつかれないか。

長時間労働などで、食事づくりの時間がとれず、子どもや自分の健康が気にかかる。

財政的支援よりも、保育所のお迎えや、急な仕事が入る休日に助けてくれる人間関係がほしい。

シングルファザー向けの「シェアハウス」があると、助け合って子育てができる。

子育て仲間をつくる機会・場を公的な支援でつくってほしい。

(第5章)

平成26年10月の法改正を受け、父子家庭もひとり親家庭への各種支援制度を利用できるようになり、また、ひとり親家庭支援センターでは、父子家庭専門相談窓口を設置し、面接や電話による相談を行っておりますので、是非御活用をいただければと思います。

本計画の完成を終了とするのではなく、ひとり親家庭等が、それぞれの抱える課題に応じた支援を受けられるよう、引き続き、有効な支援施策の在り方について、検討してまいります。

※No.26～34は、同時期に実施した「札幌市子どもの貧困対策計画」のパブリックコメントに寄せられた意見のうち、ひとり親家庭等に関係するものを掲載しています。

※札幌市の考え方の中の下線部分は、計画に反映させた内容となります。

※類似の意見は、統合した上で、概要を掲載しています。

札幌市ひとり親家庭等自立促進計画

(計画期間:2018年度～2022年度)

2018年3月

編集・発行

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館 3階

TEL(011)211-2988 FAX(011)231-6221



さっぽろ市
01-G02-18-948-
30-1-102